



不妊治療費用の一部を助成しています

近年、女性の社会進出とともに初婚年齢や出産年齢は上昇しています。厚生労働省の調査によると、平成10年の平均初婚年齢は男性28・6歳、女性26・7歳に對し、平成23年では男性30・7歳、女性29・0歳となっており、男女ともに2歳以上高くなっています。30代前半から出産・子育てを選択するカップルも増えていますが、なかなか叶わない方がいます。今月の焦点は、不妊症や市が実施する不妊治療費助成の概要についてご紹介します。

「不妊症とは」

不妊症とは、妊娠を希望する健康な夫婦が通常の性生活を営んで1年以上妊娠しない状態と言われおり、原因は女性のみではなく、男性にも見られます。

医学的に女性の妊娠、出産に適した年齢は、20歳から35歳くらいと言われています。年齢が高くなることに伴い、妊娠・出産率は低下し、不妊に悩む方が増加する傾向（表1参照）にあり、夫婦の6組に1組が不妊症と言われています。

千歳市では、35歳以上の方の妊娠届出率が平成16年度から26年度の10年間で約10%上昇しています（表2参照）。

35歳を過ぎた方で通常の性生活を営んで半年間、妊娠の兆候がなければ、医療機関の受診をお勧めします。

表1：年齢からみた妊娠・出産率

出展：北海道保健福祉部「Welcome Babies パパとママに
なりたふたりのためのサポートブック」より

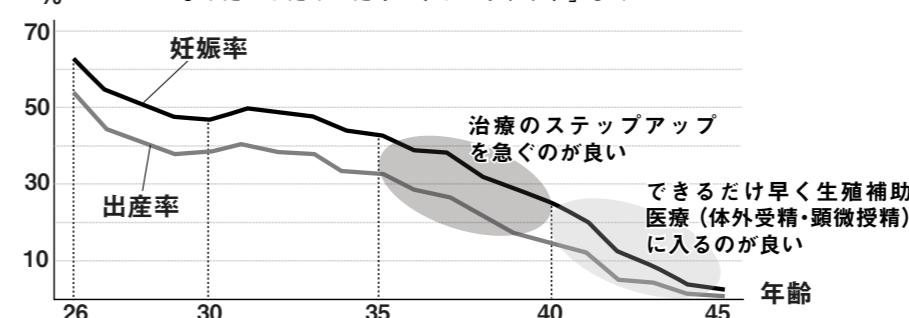
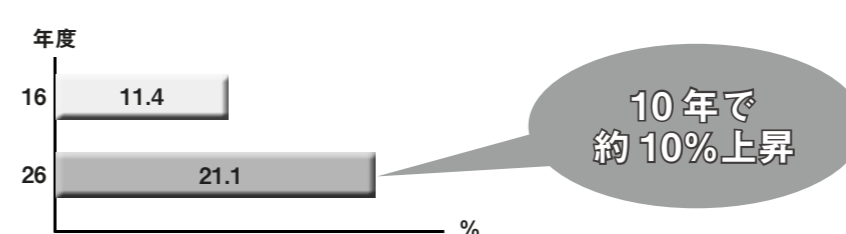


表2：千歳市の妊娠届出時の35歳以上の方の割合



不妊治療の一般的な流れ



※不妊治療の費用は、一般不妊治療で約1～3万円、特定不妊治療で約30～50万円。(費用は、検査項目・内容により異なります)



不妊治療にかかる費用の一部助成について

市では、平成27年度から特定不妊治療（体外受精・顕微授精）費用の一部助成、平成28年度から一般不妊治療（人工授精）費用の一部助成をしています。

【対象】

- ・夫婦ともに千歳市内に住民登録がある方
- ・治療開始時の妻の年齢が43歳未満の方
- ・市税の滞納がなく、夫婦合算した年間所得が730万円未満の方

【申請方法】

- ・次の書類を母子保健課に提出してください
- ①不妊治療費助成事業申請書、②一般不妊治療費助成事業受診等証明書、③不妊治療に要した費用が分かる領収書、④夫婦の所得証明書、⑤市税の滞納がないことの証明書、※この他、印鑑、通帳またはキャッシュカードを持参ください。
- ※①②の書式は、母子保健課または市のホームページから入手できます。
- ※⑤は母子保健課から税務課に照会して確認できます。

【申請期間】

治療が終了した年度の3月31日まで
※特定不妊治療は、原則1回の治療が終了した日の翌日から60日以内に申請してください。

一般不妊治療（人工授精）

対象者	医師の診断により、一般不妊治療（人工授精）を行った方
対象治療	人工授精に係る保険適用外治療
助成額	人工授精に係る保健適用外治療は、1年度（4月～3月）あたり30,000円を上限に助成
助成回数	制限なし
助成期間	2年間

特定不妊治療（体外受精・顕微授精）

対象者	特定不妊治療（体外受精・顕微授精）を行った方で、北海道特定不妊治療費助成事業（詳細は、千歳保健所 ☎23-3175）にお問い合わせください。）の決定を受けた方
対象治療	体外受精および顕微授精の治療
助成額	1回の治療につき、上限額50,000円 ※治療を中止したときは上限25,000円。
助成回数	初回40歳未満の場合…通算6回 初回43歳未満の場合…通算3回
助成期間	制限なし

※申請書類のうち②③④は母子保健課から北海道に照会して確認できます。



<記事のお問い合わせは>

母子保健課
母子保健係

☎ (24) 0771